平成２３年（フ）第１６２１号
名古屋市中川区戸田明正３丁目401番地　戸田荘25棟407号
債務者　青井テツ子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６５２号
名古屋市南区豊田４丁目10番22号　光荘
債務者　川内工業こと　川内　悦男
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６３１号
名古屋市名東区松井町169番地　ボナール松井103号
債務者　榎本　　睦
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３９号
岡山市南区浦安本町74番地５－２Ｆ
債務者　磯部　伸行
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５４号
岡山市中区海吉1869番地３　シュガーコーポ102号室
債務者　中西　美穂
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６８号
岡山市南区福富中２丁目15番30号
債務者　三輪　恵美
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０９１２号
神奈川県横浜市旭区南希望が丘35
債務者　浅井　　剛
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１００９号
東京都昭島市拝島町３丁目11－６－408
債務者　川村日出夫こと　金　日出夫
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０１３号
神奈川県海老名市国分南２丁目44－４
債務者　庄司　　学
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０６４号
東京都大田区中央３丁目８－16
債務者　塚原　京子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０８１号
東京都中央区佃２丁目２－３－2005
債務者　荒井由起子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０９４号
東京都墨田区立花１丁目26－２－1107
債務者　川井　真由
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０９８号
東京都足立区西新井本町３丁目３－４
債務者　河野マルティナこと　コウノ　マルティナ　アリゴール
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１０２号
東京都東久留米市金山町２丁目８－22－304
債務者　神谷　重行
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１２１号
神奈川県秦野市大秦町２－19Wホーム B－２
債務者　峯吉　　勇
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１２２号
千葉県茂原市萱場1336－10
債務者　大津　洋子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部